

第二次

生 昭和七年十二月一日 (要求書提出)
解 決 昭和七年十二月十九日
爭議加入員 百七十名
所用日數 十八日
爭議形態 交渉
交渉回数 四回
一、上組對全國代表者會議一回 二、阪神日同從業員大會一回 三、神戸地方從業員大會三回 四、神戸從業員代表者會議十五回

爭議の概要

上組合資會對する同社小蒸汽船乗組員及解船夫の第二次待遇改善要求闘争は、單に神戸のみにとどまらず、第一回港灣聯盟中央委員會及上組關係各地代表者會議の申し合せに従ひ、この統制を港灣聯盟に置き、阪神地方海友同志會合同大會の決議を経て發生したるものにして、この闘争は全國の上組從業員對、會社との闘争として社會の耳目を集中さしめたが、泉神戸水上署長の犠牲的努力に依つて爭議に至らずして解決する事を得たものである。

要求書

- 一、退職手当規定の制定
二、船夫共濟會積立金の返還
三、労働者災害救済法の摘要
四、小蒸汽船乗組員の諸手当を本給への繰入
五、健全なる團體協約の履行

解決

覺書

昭和七年十二月十九日神戸水上警察署に於て同署長立會の上日本港灣從業員組合聯盟及上組合資會社の兩者會見し解船夫並に小蒸汽船乗組員に關し協定の結果左記覺書を作成し各當道を取交はし保管す

記

- 一、船夫共濟會の解船夫支出に係る積立金の殘額は之を返還する

神戸水上警察署長

地方警視 泉 雪 香

日本港灣從業員組合聯盟

會長代理 赤 崎 寅 藏

上組合資會社

頭 取 武 内 秀 吉

解船夫退職慰勞金支給規定

- 一、退職手当規定の制定
二、船夫共濟會積立金の返還
三、労働者災害救済法の摘要
四、小蒸汽船乗組員の諸手当を本給への繰入
五、健全なる團體協約の履行
二、傷病扶助手当内規は別途制定すること、三、船夫に關する委員制度の制定は調査の上適當と認むる場合之が設立をなすこと
四、現職者にして入營中の期間に退職の場合勤続年限中に加算すること
五、名古屋上組支店に於ける小蒸汽船乗組員に支給する給料は本社と同一のものとする
六、海友同志會加入の解船夫にして、貨物積載中の受持解を無断にて立去り、或は之が爲其數を損害を會社に與へたる場合、又は賭博其他の刑事訴訟に關する事實發見し會社より同志會に對し之が通知をなしたる場合、同志會に於て調査の上適當なる處置をなすこと
七、船夫相互間に於ける感情的對立は一切之を根絶し、之が善導に努め、今後各種の事件は具體的に當務者に於て忌憚なく協議すること
八、別紙解船夫退職慰勞金支給規定は昭和七年十二月二十日より實施す
九、小蒸汽船乗組員に關するものは會社制定の内規に依り昭和七年十二月二十日より實施す
昭和七年十二月二十日

第一條 當會社ニ勤務スル解船夫ニシテ勤続年限一年以上ノ者ニ對シテハ本規定ニ基キ退職慰勞金を支給ス

第二條 退職慰勞金ハ左ノ場合ニ限り支給ス

- 一、退職シタルトキ
二、在職中死亡シタルトキ
三、當會社ノ都合ニ依リ退職ヲ命ジタルトキ
三條 退職慰勞金ハ左ノ場合ニテ支給セズ
一、在職中不正行為ヲナシ若クハ重大ナル過失ニ依リ當會社ニ損害ヲ蒙ラシメタル行為アリ之が爲退職ヲ命セラレタルトキ
二、當會社ノ規則命令ニ違反スル行為アリ之が爲退職ヲ命セラレタルトキ

第四條 助船夫ニハ退職慰勞金を支給セズ